

答 申 第 78 号

平成13年10月23日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年3月31日付け保管第552号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成10年3月2日付けで異議申立人から提起された平成10年2月20日付け保管第495号で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成10年2月20日付けで行った病院報告患者票（平成6年1月～平成10年1月分）及び病院報告従事者票（平成6年～9年分）のうち東京慈恵会医科大学附属柏病院に係る部分（患者票49枚、従事者票4枚。以下「本件文書」という。）の公文書非公開決定の取消しを求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると次のとおりである。

ア 本件文書では、統計上の目的以外の事項があるので、この事項についての公開を求める。

すなわち、厚生省が作成した「平成7年医療施設（動態）調査、病院報告」冊子によると、報告事項は次のとおりと説明されている。

- ① 在院、新入院、外来等の患者数
- ② 医師、看護婦、薬剤師、検査技師、事務職員等の従事者数

したがって、これら本件文書の報告事項以外は統計法（昭和22年法律第18号）第15条の2及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第2項により、実施機関は公開に応じるべきである。

イ また、実施機関は理由説明書において、統計法第14条（秘密の保護義務）及び同法第15条の2第2項（知事は報告徴集の実施者ではない）をつけ加えた。これらは処分時の公開しない説明にはなかつた。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

病院報告という調査は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第13条の規定により、全国の病院、療養型病床群を有する診療所における、患者の利用及び病院従事者の状況把握といった医療行政の基礎資料を得る目的で実施する調査である。

病院、療養型病床群を有する診療所の管理者は患者票を、病院の管理者は従事者票を各々作成し、患者票は毎月5日（休止又は廃止した場合、休止又は廃止の日から5日以内）までに、従事者票は毎年10月5日までに、各々管轄の保健所長に提出する。

保健所長は、提出された各票を審査取りまとめの上、患者票は報告月の翌月10日、従事者票は10月10日までに都道府県知事（その開設地が当該保健所を設置する市（区）においては、当該保健所を設置する市（区）長を経由して当該保健所所在地の都道府県知事）に送付する。

知事は同じく、各票を審査取りまとめの上、患者票は報告月の翌月20日、従事者票は10月20日までに厚生大臣（現厚生労働大臣）に送付し、最終的に国が本件対象文書の集計及び結果の公表を行うこととされている。

本件文書は、同規則同条第1項の規程様式で定めた患者票（毎月報告）及び従事者票（年1回（10月1日現在）報告）の2種類からなっているうちの、東京慈恵会医科大学附属柏病院に係る患者票（平成6年1月～平成10年1月分49枚）、従事者票（平成6年～平成9年分4枚）が対象である。

(2) 非公開決定の理由について

本件文書は、以下のとおり千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第1号に該当し公開しないことができる文書である。

本件文書は、統計報告調整法第4条の規定により、厚生大臣（現厚生労働大臣）が総務庁長官（現総務大臣）の承認を受けて、統計報告の徴集（以下「報告徴収」という。）を行う統計調査（以下「承認統計」という。）である。承認統計の報告徴集は、報告者の秘密が守られるよう統計法第14条の規定により秘密の保護が義務づけられている。また、統計法第15条の2により、報告徴集によって得られた統計報告は統計上の目的以外に使用することはできない。

なお、病院報告では本件文書に記載のある調査票の全項目が、専ら統計を作成するた

めに用いられる事項に係る部分に該当する。

さらに、都道府県知事は統計法第15条の2第2項に定める報告徴集の実施者ではない。

よって、本件文書は統計法等法令等の定めるところにより、公開することができない情報が記録されており、旧条例第11条第1号に該当する。

- (3) また、理由説明書において、統計法第14条（秘密の保護義務）を付記したことは、旧条例第11条第1号に該当することを補足的に説明するため記載したものである。さらに、統計法第15条の2第2項（知事は報告徴集の実施者ではない）の付記は、異議申立人が本件文書を目的外使用として統計報告の公開を求めている場合を視野に入れ、本件文書との関係につき理由説明書で補足的に記載したものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の8に規定された病院報告であり、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第13条の規定により、様式と作成手続及び提出期日等について定められている病院報告患者票及び病院報告従事者票のうち、「東京慈恵会医科大学附属柏病院の患者票（平成6年1月～平成10年1月分）、従事者票（平成6年～平成9年分）」に係る部分の資料である。

イ 本件文書において、全部非公開とした部分は次のとおりである。

- ① 病院名及び所在地、都道府県名及び保健所名、保健所符号及び整理番号、区分（精神病床、伝染病床、結核病床、その他の病床、療養型病床群）ごとの在院患者延数、月末在院患者数、新入院患者数、退院患者数、月末病床数と総数、外来患者延数、新生児（患者を除く）の在院新生児延数、新入院新生児数、退院新生児数、開設者欄及び備考
- ② 病院名及び所在地、都道府県名及び保健所名、保健所符号及び整理番号、従事者数（医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護師、准看護婦、准看護師、看護業務補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査

技師、衛生検査技師、臨床検査その他、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、管理栄養士、栄養士、その他の技術員、医療社会事業従事者、事務職員、その他の職員）及び備考

(2) 旧条例第11条第1号該当性について

ア 本号は、「法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公開することができない情報」は、本条例に照らしても同様に公開しないことができると規定している。

イ ところで、本件文書は、報告事項の様式を省令により規定している上、厚生大臣が報告徴集をするに当たって、統計報告調整法第4条第1項に規定している総務庁長官（現総務大臣）の承認をあらかじめ受ける必要があるものだから、承認統計に該当する。

このため、本件文書は、統計法第15条の2第1項「何人も、…及び報告徴集によって得られた統計報告（統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）を、統計上の目的以外に使用してはならない。」とする規定の適用を受けることになるから、統計上の目的以外で本件文書を使用することは統計法上禁じられている。

なお、本条は、昭和63年の法改正で承認統計の調査についても秘密の保護を同法第14条で図ることとしたのを受けて設けられた条項であり、その趣旨は、調査票及び統計報告の目的以外の使用を原則禁止したものである。

よって、本件文書は、旧条例第11条第1号の情報に該当すると認められるので、以下、本件文書の本号該当性について検討することとする。

ウ まず、異議申立人は、本件文書のうち、厚生省が作成した「平成7年医療施設（動態）調査、病院報告」冊子による報告事項、すなわち、①在院、新入院、外来等の患者数、②医師、看護婦、薬剤師、検査技師、事務職員等の従事者数、以外の事項は統計法第15条の2及び統計報告調整法第4条第2項により、実施機関は公開に応じるべきであると主張する。

① しかし、本件文書は前記イのとおり、承認統計であるから、統計上の目的以外の使用が禁じられている。

② さらに、総務庁長官の承認を受けるには、「改正後の統計報告調整法第4条及び改正法附則第2条の運用について（平成元年総務庁統計局統計基準部長通知）」

に規定のある統計報告承認申請書と承認事項記載書及び報告様式その他参考書類を添付の上、統計報告調整法第4条第1項の規定により、総務庁長官に申請することになっているが、当該申請のうち、本件文書自体は報告様式たる調査票に当たるから、本件文書の全項目が統計法第15条の2第1項に規定する「統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分」に該当する。

- ③ ここで、統計法第15条の2第1項にいう「統計上の目的」とは、「統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律等の施行について」（平成元年9月29日付け総統企第312号各省庁事務次官等あて総務事務次官通知）により、同法第15条にある「統計上の目的」の解釈を前提として規定されたものであり、これは、統計を作成するために集められた調査票の結果を分類集計して統計を作成することを意味する。

したがって、本件文書の情報公開請求に対する開示行為は、以後に開示請求者が本件文書の写しを「統計上の目的」以外に使用することになる上、国に提出された調査票である本件文書を閲覧させることも、本件文書を統計の作成目的以外に使用しないという被調査者との信頼保護の義務、すなわち、信義則に反するものになることから、本件文書を開示して、その写しを交付したり、閲覧させたりすることは、統計法に規定する「統計上の目的」以外の使用に該当し、本件文書の開示行為自体も統計法上禁じられているものと解される。

- ④ 一方、同法第15条の2第2項の規定では、調査実施者である国の判断により、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で使用する場合には、例外的に調査票等を統計上の目的以外に使用することを認めている。ただし、この場合には、真にやむを得ないと認められるような場合、例えば、使用目的に公益性がある場合や、不特定多数の者の利益に積極的に貢献することを要することとなる場合に限り目的外使用を認めている。

オ 以上のとおり、本件文書は、旧条例第11条第1号に該当すると判断する。

(3) 実施機関の理由説明書における理由補記について

次に申立人は、実施機関が記載した理由説明書中の統計法第14条（秘密の保護義務）及び第15条の2第2項（知事は報告徴集の実施者ではない）の補記は、本件文書の非公開決定通知書中にある公開しない理由欄に記述していなかったと主張する。

一方、実施機関は、まず、統計法第14条を補記したことは、旧条例第11条第1号に該当することを補足的に説明するため記載したものであり、また、同法第15条の2第2項の補記は、異議申立人が本件文書の公文書公開の根拠を、本条項にある報告徴収の実施者が報告を求められた者を識別することができない方法で統計報告を使用し又は使用させることを妨げるものではないとの趣旨の規定を用いて、本件文書の目的外使用を求めて、公開請求している場合を想定して、理由説明書に本件文書との関係につき補足的に記載したに過ぎないと主張する。

しかし、これについては、旧条例第11条第1号該当性の検証から明らかなように、本件文書の非公開決定処分に些かも修正を加える要因とはなっていないものと判断する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした本件文書の全部は、旧条例第11条第1号に該当するから、実施機関の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
10. 3. 31	諮問書の受理
10. 5. 19	実施機関の理由説明書の受理
10. 6. 23	異議申立人の意見書の受理
11. 2. 16	審議 (第94回審査会)
13. 5. 23	審議 (第123回審査会) 実施機関から非公開理由の聴取
13. 7. 25	審議 (第125回審査会)

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
岡部 文彦	弁護士	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
藤井 俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成13年7月25日現在)